

NPO 法人バンビの会 奨学金受給誓約書

西暦 年 月 日

住所

氏名

私は、NPO 法人バンビの会（以下バンビの会と称す）から年額 30 万円の奨学金を受け、

大学

学部

学科に進学するにあたり、

次のとおり約束します。（奨学金給付期間：西暦 年 月～ 年 月まで）

- 1 私は、バンビの会が毎年 3 月に開催する交流会「春のつどい」に出席をします。
- 2 私は、バンビの会が指定する期日までに近況（年 2 回）を LINE で報告します。
（報告内容：現在の学習内容、学習成果、活動内容、バイトの状況、マネープランは計画どおりか、困ったこと等について具体的に報告します）
- 3 私は、毎年 10 月の指定期日までに在学証明書を提出します。
- 4 私は、次のいずれかに該当した場合、速やかにバンビの会に届出を行います。
 - ①氏名、住所等の連絡先に変更があったとき
 - ②休学、復学、転学、留年、退学したとき
 - ③停学、その他処分を受けたとき
 - ④海外留学をするとき
 - ⑤当団体の奨学金受給を辞退するとき
- 5 私は、以下の場合には奨学生の資格を喪失しバンビの会が本奨学金を廃止しても異論を述べず、また返還要請があった場合には速やかに応じます。
 - ①学校で処分を受け停学となったとき
 - ②学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
 - ③学業成績または品行が著しく不良であるとき
 - ④上記 1～4 の義務を継続して果たさなかったとき
 - ⑤最短修業年限で卒業できないことが確定したとき
 - ⑥傷病等により修学が困難になったとき
 - ⑦奨学生として虚偽の報告を行ったとき
 - ⑧反社会勢力と何らかの関りを有することが判明したとき
 - ⑨奨学生より辞退の申し出があったとき
 - ⑩前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- 6 私は、バンビの会が主催する行事に支障がない限り積極的に参加します。
- 7 私は、この誓約書に違反した場合、バンビの会が本奨学金を停止しても異論を述べず、また返還要請があった場合には速やかに応じます。
- 8 私は、この誓約書に定めなき事項またはこの誓約書の解釈に疑義が生じたときは、バンビの会と協議し決定することに同意します。